

個人情報ファイル簿の作成・公表、個人情報ファイルについて

1. 個人情報ファイル簿の作成

行政機関及び独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が保有する個人情報ファイル（※1）については、各行政機関等がどのような個人情報ファイルを保有しているかを明らかにするとともに、国民が自らの個人情報の利用状況を把握できるように、識別される個人の数が1,000人以上のものについて、個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている。

個人情報ファイル簿の記載項目は次のとおり。

- 個人情報ファイルの名称
- 行政機関の名称（独立行政法人等の名称）及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（※2）
- 個人情報ファイルの利用目的（※3）
- 記録項目（※4）
- 記録範囲（※5）
- 記録情報の収集方法（※6）
- 記録情報の経常的提供先（※7）
- 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（※8）
- 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等（※9）
- 個人情報ファイルの種類（※10）

（※1）保有個人情報を含む情報の集合物であって、（i）一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの【電算処理ファイル】、（ii）一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの【マニュアルファイル】。

（※2）個人情報ファイルを保有している行政機関等の名称及び当該個人情報ファイルを利用する事務を所掌し、これに関する責任を有する課室等の組織の名称。

（※3）個人情報ファイルが利用される目的。個人情報ファイルがどのような業務に利用されるのか明らかにするためのもの。

（※4）住所、氏名、生年月日、性別、給付の額、免許年月日などの個人情報ファイルの記録項目

（※5）「××の免許を受けた者」等、個人情報ファイルに記録される本人の範囲

（※6）「本人の申告」、「Aからの提供」、「〇〇調査」等記録情報の収集源の種類、収集方法等

（※7）一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに提供する場合、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等の提供先

（※8）開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する窓口となる課室等の名称及び所在地

(※9) 訂正又は利用停止に関して、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合はその旨が記載される。

(※10) ①電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアルファイル）の別、②既に個人情報ファイル簿を作成して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理ファイルとして保有している場合はその旨が記載される。

2. 個人情報ファイル簿の公表

個人情報ファイル簿を作成している行政機関等では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、利用者である国民の利便を図る観点から、インターネットの活用等により、個人情報ファイル簿を公表している。

具体的には、政府全体として分かり易く、横断的に情報提供するために、「電子政府の総合窓口」(e-Gov) Web サイト等で公表しており（独立行政法人等については各法人等の Web サイトへのリンク設定等を行っている）、e-Gov では、府省別やキーワード指定による個人情報ファイル簿の検索、閲覧が可能である。

～電子政府の総合窓口（e-Gov）における個人情報ファイル簿の閲覧方法～

<http://www.e-gov.go.jp/>

- ◆ e-Gov トップページ画面左側メニューの「調べる」をクリック
- ◆ 「情報公開・公文書管理」欄の
 - ・ 「個人情報ファイル簿の検索」（行政機関）をクリック → 「個人情報ファイル簿の検索」画面へ
 - ・ 「個人情報ファイル簿」（独立行政法人・特殊法人）をクリック → 「各独立行政法人等の個人情報ファイル簿」画面へ

3. 個人情報ファイル

平成 26 年 3 月 31 日現在において、個人情報ファイル簿が作成・公表されている個人情報ファイルは、行政機関においては 67,894 ファイル、独立行政法人等においては 12,568 ファイルある。

また、個人情報ファイルの一例として、平成 25 年度に行政機関が新たに保有した個人情報ファイル（電算処理ファイルに限る。）（注）を示すと別紙のとおりとなる。

（注）個人情報ファイルのうち、行政機関個人情報保護法第 10 条に基づき、総務大臣への事前通知等の対象となる電算処理ファイル（同法第 11 条に基づき個人情報ファイル簿を作成・公表すべきものに限る）。

以上

平成25年度に行政機関が新たに保有した個人情報ファイルに係る一覧

行政機関	個人情報ファイルの名称
内閣府	消費税価格転嫁等総合相談センター対応情報
内閣府	「世界青年の船」事業外国人既参加青年等名簿
内閣府	内閣府青年国際交流事業日本人既参加青年等名簿
警察庁	オウム真理教犯罪被害者等ファイル
総務省	戦後強制抑留者特別給付金支給等検索ファイル
法務省	電子届出システム利用者登録情報ファイル
法務省	法務省式ケースアセスメントツール
法務省	日課表支援システム
検察庁	犯罪被害財産支給手続(平成25年第2号)に関するファイル
外務省	招へい記者一覧ファイル
財務省	出港前報告情報照会
国税庁	株主明細情報ファイル
国税庁	役員情報ファイル
国税庁	構成員情報ファイル
国税庁	収受実績情報ファイル
文部科学省	創造学園大学学生・教務情報学生一覧情報ファイル
文部科学省	創造学園大学学生・教務情報成績情報ファイル
厚生労働省	恩給担保貸付審査用被保護者ファイル
原子力規制委員会	放射線疫学調査ファイル
原子力規制委員会	放射線取扱主任者免状ファイル
防衛省	平成25・26年度一般競争(指名競争)参加者有資格者データ
防衛省	近畿中部防衛局住宅防音事業実績データ
防衛省	近畿中部防衛局移転措置事業実績データ
防衛省	住宅防音事業希望届
防衛省	普天間(4・6・7・8次)原告一覧ファイル

(注) 1. 本表は平成25年度に行政機関が新たに保有した個人情報ファイル(電算処理ファイルに限る。)に係る一覧である。

2. 行政機関個人情報保護法第11条に基づき個人情報ファイル簿を作成・公表すべきもの限り、平成25年度中に記録される個人の数が1,000人以上となり、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象となったものを含む。

3. 本参考資料のとりまとめ時点(平成27年4月17日)において、既に保有を止めている個人情報ファイルについては記載していない。